

答 申 第 22 号

平成 11 年 8 月 31 日

秋田県教育委員会 様

秋田県公文書公開審査会

会 長 伊 藤 彦 造

秋田県公文書公開条例第 11 条の規定に基づく諮問について (答申)

平成 10 年 4 月 15 日付け教義-92 で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

秋田県教育委員会が平成 9 年 7 月 28 日付け教義-651 で行った「平成 5～9 年度秋田県公立小・中教頭候補選考試験受験者の推薦について」の公文書部分公開決定処分及び「平成 5～9 年度の各年度における秋田県公立小中学校教頭候補者第 1 次選考試験筆答試験問題」の公文書非公開決定処分に対する異議申立て

(諮問第 58 号)

答 申

第1 審査会の結論

秋田県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、教育庁義務教育課の「平成5～9年度の各年度における秋田県公立小中学校教頭候補者選考試験受験者の推薦について」（以下「本件公文書Ⅰ」という。）の非公開とした部分のうち、下記の部分を除き公開することが妥当である。

また、「平成5～9年度の各年度における秋田県公立小中学校教頭候補者第1次選考試験筆答試験問題」（以下「本件公文書Ⅱ」という。）を非公開としたことは妥当である。

記

「平成5年度秋田県公立小中学校教頭候補者選考試験受験者の推薦について」の

- 1 各市町村教育委員会教育長あて通知文書のうち、
 - ・ 本文の上から8～9行目の非公開部分
 - ・ 〃 11行目及び12行目で示される別添様式
 - ・ 〃 14行目の非公開部分
- 2 上記通知文書に添付されている実施要項のうち、
 - ・ 上から12～15行目の非公開部分及び当該部分で示される別添様式
 - ・ 〃 35行目の非公開部分

なお、本件公文書Ⅰは、平成5～9年度の同一件名に関する公文書からなっており、各年度とも同一の構成及び内容となっていることから、非公開を妥当とする部分を平成5年度の文書により特定したものであるが、平成6年度以降の文書についても、これに対応する部分は非公開を妥当とするものである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

異議申立人は、秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、「平成4年度～平成9年度秋田県公立小・中学校教頭候補者選考試験実施について一切の資料及び平成4年度～平成9年度秋田

県公立小・中学校長候補者選考試験実施について一切の資料」として、公開請求書に公開請求に係る事項10項目を具体的に明示した別紙(別添)を添付したうえで、実施機関に対し公開請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、教頭候補者選考試験に関して、公開請求にかかる別紙記載事項のうち①～③及び⑦の4項目に対応する公文書として、本件公文書Ⅰ及び本件公文書Ⅱと特定のうえ、本件公文書Ⅰについては条例第6条第1項第4号の規定に基づき部分公開決定、本件公文書Ⅱについては同号の規定により非公開決定し、平成9年7月28日付けでその旨を異議申立人に通知した。

なお、校長候補者選考試験に関しても同様の決定をし、同日付けで異議申立人に通知した。

また、実施機関は、いずれの選考試験についても、公開請求のあった平成4年度分のすべての事項については公文書の保存年限経過に伴う廃棄処分により公文書が存在しないこと及び平成5～9年度分の上記4項目以外の6項目の内容に対応する公文書については条例上の公文書としては存在しないことから、秋田県公文書公開事務取扱要綱(昭和62年9月3日付け文一378総務部長通知)第3の5の(2)に定めるところにしたがい、公文書が存在しない旨を、平成9年7月28日付けで異議申立人あて通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、教頭選考試験に係る上記実施機関の決定を不服として、平成9年9月24日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙1記載のとおり

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙2記載のとおり

第5 審議にあたり確認した事項

実施機関が、公開請求のあった平成4年度分の別紙記載事項10項目のすべてについては公文書の保存年限経過に伴い廃棄されたことによりこれに対応する公文書(以下「平成4年度分公文書」という。)が存在しないこと及び平成5～9年度分

の6項目の内容に対応する公文書（以下「平成5年度以降6項目対応公文書」という。）については条例上の公文書としては存在しないことから、公文書が存在しない旨を平成9年7月28日付けで異議申立人あて通知したことに對し、異議申立人は、異議申立書において「存在しないはずがない」旨の主張をしているので、当審査会は、この点について以下のとおり確認した。

(1) 平成4年度分公文書について

実施機関に不存在の理由について釈明を求めたところ、本件公文書については、「文書管理規程施行細則」（昭和62年3月24日教育長決定）別表第1により保存期間が5年と定められ、また、保存期間を経過したものは、「秋田県教育委員会文書管理規程」（昭和62年3月24日教育委員会訓令第一号）第29条において速やかに廃棄処分しなければならない旨規定されていることから、平成9年4月に廃棄処分されたものであり、公開請求のあった平成9年7月には当該公文書は物理的に存在していなかったとの回答があった。

(2) 平成5年度以降6項目対応公文書について

実施機関の職員が作成した個々の項目に対応する資料等を調査した結果、条例上の公文書に該当するものは存在しなかった。

第6 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容等について

(1) 本件公文書Ⅰについて

本件公文書Ⅰは各年度とも、秋田県教育長が公立小中学校の教頭を任用するため、教頭候補者選考試験受験者の推薦を各市町村教育委員会教育長あて依頼する旨の通知文書（以下「通知文書」という。）及び当該試験に係る実施要項（以下「実施要項」という。）からなっている。実施要項には、選考試験の趣旨、選考試験の受験資格、第1次及び第2次試験の日時、場所などが記載されている。

(2) 本件公文書Ⅱについて

本件公文書Ⅱは、各年度における教頭候補者第1次選考試験筆答試験の問題が記載されている。

2 条例第6条第1項第4号該当性について

実施機関は、本件公文書が条例第6条第1項第4号に該当すると主張しているので、以下この点について検討する。

(1) 本号は、実施機関が行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であつ

て、

- (一) 公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの、当該又は同種の事務事業の目的が損なわれるおそれのあるもの、特定のものに不当な利益又は不利益が生ずるおそれのあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのあるものその他当該又は同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの
- (二) その他公開することにより、県の行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの

が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。

本号は、実施機関の行う事務事業は県民の付託を受け、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負っているものであり、本来、適法性、公平性、合理性、迅速性等公正かつ円滑な運営が求められていることから、公開することにより、これらに支障が生ずることとなるものについては、公開しないことができるとしたものである。

本件公文書Ⅰ及びⅡはいずれも、教頭候補者を選考するための内部管理に関する事項を定めたものであり、本号の事務事業に該当するものである。

(2) 本件公文書Ⅰについて

ア 推薦者の特定に関連する非公開部分について

本件公文書が公開され推薦者が特定されることにより、今後推薦を受けようとする者又は受けさせようとする者から推薦者に対する不当な圧力や不公正な働きかけの行われることが懸念され、被推薦者の決定が公正かつ円滑に行われなくなるおそれが生ずることも否定できない。

また、受験資格を有している者が推薦されなかったなどの場合、その結果について推薦者が不当な非難、圧力などを受けるおそれが生じるばかりでなく、推薦に関し、管理者と教員間、教員相互間に様々な憶測、軋轢を生じさせ、学校組織の一体性が損なわれるなど今後の学校運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、推薦者が適当と認める者以外の者をも被推薦者とする事態が生ずることも予想される。

このことは、教頭候補者選考に係る意思決定、県教育委員会の適正な人事管理の執行に支障が生じるおそれがあり、ひいては、教育行政の公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

以上のことから、本件公文書中、各年度とも推薦者の特定に関連する記述についての非公開は妥当であると判断されるので、非公開部分を個別に審査したところ、平成5年度に係る通知文書及び実施要項の場合、次の部分について非

公開としたことは妥当であると判断する。

(ア) 通知文書のうち、

- ・ 本文の上から 8～9 行目の非公開部分
- ・ " 1 1 行目及び 1 2 行目で示される別添様式
- ・ " 1 4 行目の非公開部分

(イ) 実施要項のうち、

- ・ 上から 1 2～1 5 行目の非公開部分及び当該部分で示される別添様式

イ 実施要項のうち、上から 3 5 行目の非公開部分について

この部分については、公開されることにより、選考行為全体に無用な誤解を与え、選考試験ひいては県教育長の行う教頭の任用にも様々な憶測を招きかねず、選考に対する信頼性が確保されなくなるおそれがある。このことは推薦制をベースとした選考制度の適正な運営にも支障を生じさせるおそれがあると認められる。

以上により、非公開としたことは妥当である。

ウ 上記ア及びイ以外の非公開部分について

これらの部分は選考試験の日時、会場などの記述であり、これらが明らかになっても、教頭候補者の選考に係る意思決定などについて、具体的な支障があるとは認められない。

したがって、当該部分は公開すべきである。

(3) 本件公文書Ⅱについて

筆答試験問題は、各受験者の教育に対する基本的な見識と合わせ、管理職たる教頭に求められる創造性、指導力、管理能力、判断力など多岐にわたる資質を計る必要があることから、毎年、教育について不易な部分に関する問題が出題されているため、本件公文書が公開されると、その出題傾向が容易に把握され、それに則した受験勉強にのみ専念する傾向を助長し、ひいては、教頭に期待される資質を備えているか否かの客観的判断に大きな影響を与え、選考試験の趣旨が損なわれるおそれがある。

このことは、当該又は同種の事務事業の目的が損なわれるおそれがあると認められ、また、当該又は同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるものと認められる。

以上により、非公開としたことは妥当である。

(別 紙)

平成4年度～平成9年度秋田県公立学校小・中学校教頭候補者
選考試験実施についての一切の資料

- ① 平成4年度～平成9年度（以下年度はすべて同じ）の教頭（管理職）候補者選考試験（以下「試験」という）の受検資格に関する文書
- ② 試験の受検者が決定される経緯のわかる文書
- ③ 試験の受検者決定にいたる手順と各学校長に指示されている文書
- ④ 各年度における試験の受検者、男女別、年齢別員数
- ⑤ 同上合格者数
- ⑥ 同上の実際に管理職任用された者の員数
- ⑦ 各年度における第1次筆答試験問題
- ⑧ 管理職任用に関する文部省からの通達文書
- ⑨ 全国（都道府県）に於ける受検資格者の決定についての基準がわかる文書
例 ・ 一定の資格を有するものの希望による
・ 学校長の推薦による
・ 県教育委員会の推せんによる
・ その他（具体的に）
- ⑩ 県議会（教育委員会等）に提出されている試験に関する一切の文書

第6 審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成10年 4月15日	・諮問（第58号）
平成11年 1月12日	・実施機関（教育庁義務教育課）から非公開理由説明書の受理
平成11年 2月22日	・異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書の受理（諮問第46号及び第49号）
平成11年 2月 9日 （第77回審査会）	・審議
平成11年 3月16日 （第78回審査会）	・異議申立人から意見の聴取 ・実施機関から非公開理由の聴取
平成11年 4月23日 （第80回審査会）	・審議
平成11年 5月27日 （第81回審査会）	・審議
平成11年 6月24日 （第82回審査会）	・審議
平成11年 7月14日 （第83回審査会）	・審議
平成11年 7月30日 （第84回審査会）	・審議

異議申立ての趣旨及び理由

1 本件異議申立ての趣旨は、本件公文書について平成9年7月28日付けで秋田県教育委員会が行った部分公開決定処分及び非公開決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 条例第6条第1項第4号該当性について

ア 本件公文書Ⅰについて

実施機関は、「当該公文書を開示した場合、関係機関に対する不当な圧力や不公正な働きかけが行われる危険性が懸念される。」と主張している。しかしながら、教頭選考の方法は全国的にはいろいろであるものの、大多数の都道府県では一定の条件を満たした教職員に、平等な公募制度を実施しているのが一般的であり、その前提として受験資格、手続き、書類様式、試験日程等を全県の教職員に公表しているのは当然である。

この一事を考えても、実施機関の主張する「当該文書を公開した場合、教育行政全体の円滑な運営にも支障が生じる。」という根拠は全くないものである。

イ 本件公文書Ⅱについて

実施機関は、公開されることにより「その出題傾向が把握され、それに則した受験勉強にのみ専念し、その結果、試験の趣旨が損なわれ、ひいては、試験そのものに対する信頼性が失われる。」と主張している。

しかしながら、異議申立人は、選考試験対策用学習資料として過去に出題された問題の載った資料を入手したことがあるが、このような形で流布しているくらいなら、情報公開をしたほうが良いと考える。問題は非常にいいものも多く、それをもとに、教職員が知識を広め、教育的自覚を高めるものであると思う。教師が真面目に勉強することが、どうして「公正かつ円滑な執行に支障が生じるおそれがある。」ということになるのか疑問である。

異議申立てに対する実施機関の説明要旨

1. 条例第6条第1項第4号該当性について

(1) 本件公文書Ⅰについて

よりの確な教頭候補者の選考を進めるにあたっては、候補者を推薦する段階で関係機関の協力を得ることが必要であり、当該公文書にはそのための役割や手順が具体的に記載されている。

当該公文書が公開された場合、関係機関に対する不当な圧力や不公正な働きかけが行われる危険性が懸念され、推薦段階において公正かつ円滑な意思決定に支障が生じるおそれがある。

そもそも選考は、人事等の内部管理に係る事務事業であり、県教育委員会が人事管理を遂行するうえで、組織の有機的、機能的な運営の確保ができなくなるおそれがある。

また、受験者の推薦から決定に至るまでの経緯においては、公開しないことを前提としてその事務が遂行されており、開示により関係機関との信頼が損なわれるおそれがある。

以上から、教育行政全体の円滑な運営にも支障を生じかねないものである。

(2) 本件公文書Ⅱについて

筆答試験においては、各受験者の教育的識見を計る必要から、毎年、教育にとって不易な部分に関する問題を出題せざるを得ない事情にある。当該公文書を開示すると、その出題傾向が把握され、それに則した受験勉強にのみ専念する傾向を助長しかねない。実施機関としては、教頭に管理職として創造性、指導力、判断力等、多岐にわたる資質を期待しており、それらを総合的に計るべき選考試験の趣旨が損なわれるおそれもある。

さらに、受験者が筆答試験のみによる自己評価をした場合、面接や経歴等も考慮した総合的な選考試験の結果と食い違いが生じることもありうるが、そのことにより、受験者が誤解や不満を抱くことも否定し得ず、ひいては選考試験そのものに対する信頼が失われるとともに、円滑な選考試験の実施に支障が生じかねない。

秋田県公文書公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名
会 長	伊 藤 彦 造	弁 護 士
	小 賀 野 晶 一	秋 田 大 学 教 育 文 化 学 部 教 授
	平 川 信 夫	弁 護 士
会 長 代 理	藤 川 浄 之	前 秋 田 魁 新 報 社 専 務 取 締 役
	古 田 重 明	秋 田 経 済 法 科 大 学 法 学 部 教 授

（平成11年8月 日現在）